議 日程第7「認定第4号令和3年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算 の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長

それでは、令和3年度松田町上水道事業会計決算報告を説明いたします。

278ページをお願いします。令和3年度松田町上水道事業報告書から説明いたします。概況(1)総括事項ですが、本文を朗読させていただきます。本町の上水道事業は、給水人口8,852人の住民に対し、良質な水を安心して御利用頂くために、設備管理や改修を行いました。本年度の水道事業経営につきまして、給水収益は新型コロナウイルス感染症対策の水道料金の基本料金減免事業の影響を受け、前年度比14.5%減、営業収益も前年度比13.5%減となり、金額に対して約1,292万円の減収となりました。

また、営業外収益につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、一般会計からの補助金により、前年度比53.8%増、金額にして約1,151万円増加したことにより、水道事業収益全体では前年度比1.2%の減少で、1億2,564万1,670円となりました。水道事業費用は、コストの縮減、合理化により、前年度比1.6%減の1億1,027万6,541円となりました。

今年度の営業成績を示す当年度経常利益では、前年度比9.5%増の880万1,96 2円の計上にとどまりました。

資本的支出は、河内地内配水管布設工事など実施し、前年と比較すると支出 総額は前年度比52.7%減の3,193万5,925円となりました。

資本的収入が資本的支出額に不足する額2,943万5,925円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額42万8,102円、過年度分損益勘定留保資金2,900万7,823円で補填しました。また、過年度分損益勘定留保資金の残1億2,718万7,105円と当年度分損益勘定留保資金の合計1億8,757万3,341円は、令和4年度以降の資本的支出の補填財源として留保いたします。

次に、下段以降の表でございます。この表は、収益費用の総括表で、事業収入に関する事項並びに右側のページ、事業費に関する事項を区分ごとに金額と割合で表したものでございます。詳細につきましては、収益費用明細書で説明

いたします。

282、283ページをお願いします。令和3年度松田町上水道事業収益費用明細書の収入です。款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益、節、水道使用料につきましては、備考欄のとおりの内訳でございます。なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策の一環として水道使用料金の基本料金4か月分を減免しております。この分につきましては、備考欄、下から5つ目の一般会計繰入金より収入しております。

目の3、その他営業収益、節、手数料につきましては、給水装置の中止・開始や給水工事の審査・検査の手数料でございます。節、他会計負担金につきましては、下水道事業会計から下水道使用料徴収事務負担金、一般会計からの消防維持管理負担金197基分でございます。

項2、営業外収益、目2、雑収益、節、他会計負担金、一般会計繰入金につきましては、コロナウイルス感染症対策による減免分でございます。一般会計で収入しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、上水道事業分を繰り入れたものでございます。

節、その他雑収益につきましては、寄簡易水道事業会計より水道料金徴収事 務費並びに施設の維持管理に伴う人件費分の繰入れと、加入負担金27件分でご ざいます。

長期前受金戻入は、会計処理上での収益であり、外部からの現金収入がないものでございます。

284、285ページをお願いします。支出です。款1、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費では、水道施設関係の経常経費でございます。主な支出としまして、節、委託料の備考欄をお願いします。検針業務委託料につきましては、3名で平均4,337件の検針を行っております。量水器交換委託料につきましては、計量法により8年と定められている使用期限を迎えた量水器650器について交換をしたものでございます。

節、修繕費は、構築物等の修繕費で、中河原水源空気弁修繕、神山配水池立 入り防止柵補修、庶子配水池地番内修繕等でございます。 節、動力費は、宮下水源ほか4か所のポンプの動力電気料でございます。

286、287ページをお願いします。目3、総係費につきましては、職員2名の人件費と事務事業費でございます。

節、負担金につきましては、庁舎維持管理、水道料金システム、納付書業務 等アウトソーシングに係る負担金でございます。

288、289ページをお願いします。目4、減価償却費、節、有形固定資産減価 償却費は建物、構築物、機械装置などの減価償却費を、節、無形固定資産減価 償却費は庁舎利用及び水道システムの減価償却費でございます。

目4、資産減耗費、節、固定資産除却費につきましては、3年度中に交換した量水器650器分などでございます。

項2、営業外費用、節、企業利息につきましては、平成4年度から上水道事業企業債23件分の利子支出でございます。

290、291ページをお願いします。資本的収支明細書でございます。収入です。 款1、資本的収入、項以下企業債につきましては、河内地内配水管布設工事に 係る上水道事業債でございます。

次に支出です。款1、資本的支出、項1、建設改良費、目1、建設改良費の 主なものとしましては、節、給料、技術系職員1名の人件費でございます。

節、工事請負費は、河内地内配水管布設工事、神奈川県にて道路拡幅工事を 行った県道72号線、籠場交差点において、歩道内に耐震管を布設したものでご ざいます。

項2、企業債償還金、元金償還金につきましては、平成4年度からの上水道 事業企業債19件分の元金の支出でございます。

それでは、272ページにお戻りください。上段の表は、令和3年度議会で承 認頂いた令和2年度剰余金処分計算書でございます。

下段の表を御覧ください。令和3年度上水道事業剰余金処分計算書(案)で ございます。表の上段は、資本金未処分剰余金のそれぞれ当年度末残高を記載 しております。

中段です。議会の議決による処分額としまして、当年度は未処分利益剰余金

より減債積立金に当年度純利益の40分の1相当額の20万円を積み立てさせていただきたく、また建設改良積立金に50万円を、さらに未処分利益剰余金に含まれる現金のない金額1,440万5,750円を組み入れ、資本金に組み入れることにより、処分後の残高、繰越利益剰余金を現金の裏づけのある金額とさせていただく御提案いたします。

なお、274、275ページに貸借対照表を、292ページ以降に固定資産明細書、 企業債明細書、建設工事の概要を添付しておりますので、後ほど御高覧いただ ければと存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑はございませんか。

議

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第4号令和3年 度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、利益の処分の 議決と決算の認定について、採決を2回行います。

初めに、利益の処分について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を 求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を 求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。